

(仮称) 宮城山形北部風力発電事業環境影響評価方法書に対する 山形県知事意見

1 全般的事項

(1) 総論

準備書以降に使用する資料等については、理解しやすく作成するよう配慮すること。

また、事業を進めるにあたり、調査の結果について、地元自治体や住民等へ積極的な情報提供や説明を行い理解を得るとともに、事業に係る問い合わせ等には真摯に対応すること。

(2) 事業計画について

工事に伴う機材搬入路などの土地の改変による環境影響が小さくなるよう、現地調査に基づき、準備書以降の計画に反映させること。

また、事業の実施により、管理用道路及び事業用地等の雨水等が集中して河川へ流入しない計画となるよう配慮するとともに、事業実施想定区域は硫化鉄が含まれる地層が分布している地域であることから、現地と地質を把握し事業計画の検討を行うこと。

2 個別事項

(1) 騒音について

事業実施想定区域は、居住区域からある程度離れているが、騒音（低周波音）が生活環境に与える影響について、専門家の意見も踏まえ十分な調査を行い、住民にわかりやすく説明し理解を得るとともに、良好な生活環境の維持に努めること。

また、事業実施想定区域内にある牧場には、春季から秋季にかけて受胎中の雌牛が放牧されていることから、騒音（低周波音）が雌牛及び胎児に与える影響について、専門家等からの助言を得ながら、最新の知見の収集に努め、影響が懸念される場合には、影響回避に十分配慮すること。

(2) 動物、植物及び生態系について

事業実施想定区域は、林野庁により「緑の回廊」に設定され、また自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6・7回調査（植生調査）において自然度の高い植生が広範囲に分布するとされている場所であることから、風力発電機の設置や管理用道路の整備等を計画するにあたっては、専門家の助言を踏まえ、動植物等の生態系の保全に十分配慮すること。

また、現地調査に基づくシミュレーション結果を準備書に十分反映させるとともに、調査によって得られたデータをどのように解析したのか、その方法と理由を示すこと。

(3) 景観について

事業実施想定区域の周辺に位置する銀山温泉は、「銀山温泉家並保存条例」により景観が保存されている地域である。このため、条例に定める保存地域から風力発電機が視認されないよう、十分配慮すること。